

【中国】 耕地占用税の引き上げの法制化

* 1996年に1億3000万haと最大に達した中国の耕地面積は、その後減少を続け、2005年末には1億2200万haになった。第11期5か年計画(2006-2010)では、計画の最終年である2010年における耕地面積1億2000万haの保持を、“拘束性”をもった目標としている。耕地占用税の引き上げは、耕地面積の減少を防止するための方策のひとつとして位置づけられる。

耕地面積減少の現状

国土資源部が2008年4月16日に公表した「2007年中国国土資源公報」(注1)によれば、2007年の耕地面積は1億2173万haで、2006年比で約4万ha(0.03%)の減少となった。耕地面積の減少を要因別に見ると、①非農業用建設用地への転用が18.83万ha(2006年比27.2%減)、②生態退耕(生態系保持のため、耕地をもとの草原や耕地に戻すこと)による減少が2.54万ha(同92.5%減)、③災害により破壊された耕地が1.79万ha、④農業構造調整による減少が0.40万haとなっており、合計23.65万haの減少となっている。一方、開墾等により新たに19.58万haが増加した。建設用地の需要増は今後も増大が予想されること、2007年の生態退耕については政策的に抑えられたともされ、5か年計画の目標達成は楽観できない状況である。

課税対象者と課税対象地

この耕地面積減少対策の一環として、2008年1月1日から「中華人民共和国耕地占用税暫行条例」(以下「条例」という。)が、同2月26日から「中華人民共和国耕地占用税暫行条例実施細則」(以下「細則」という。)が施行された(注2)。これに伴い、1987年4月1日から施行されていた同名称の条例は廃止された。

立法の趣旨については、「土地資源を合理的に利用し、土地に対する管理を強化し、耕地を保護するために、本条例を定める」(条例第1条)とされる。耕地占用税を納める対象者は、耕地を占有して建物を建てるか又は農業以外の事業に従事する単位又は個人とされる(同第3条)。なお、耕地とは農作物を栽培する土地(同第2条)であるが、耕地と区別して「園地」と呼ばれる、花卉、茶、果樹、桑、竹、薬草等を栽培する土地の占用も対象となる(細則第3条)。また、単位とは、国有企業、集団企業、私営企業暫行条例(1998年7月1日施行)で定める私営企業、会社法(2006年1月1日施行)で定める株式会社、外資企業等のほか、非営利事業体、社会团体、国家机关及び軍隊等を指し、個人とは、個人営業者等を指す(条例第3条)。外資企業は、今回新たに課税対象となったものである。

軍事施設、学校、幼稚園、養老院及び医院等のための占用は課税対象外となる(条例第8条)が、例えば、学校内の売店などの経営的要素を含む場所や、職員の住宅用敷地として占用する場合は課税対象となる(細則第9条-12条)。

課税基準額

課税基準額は、行政区画である県ごとの1人当たり平均耕地面積によって、4段階に分けられる(条例第5条)。1987年施行の条例で規定されていた基準と比較すると5倍引き上げられた。すなわち、平均耕地面積1畝(約6.667a=666.7㎡)以下の地方では、1㎡当たり10元から50元、1畝以上2畝以下は同じく8元から40元、2畝以上3畝以下は6元から30元、3畝以上は同じく5元から25元となっている。これに基づき、国务院の財政と税務主管部門が省、自治区及び直轄市(北京、天津、上海、重慶)の平均課税額を確定する(同第2項)とされ、細則で具体的に規定されている(細則第6条附表)。それによると、1㎡当たりの課税平均額が最も高いのは、上海市の45元で、以下、北京市40元、天津市35元、江蘇省・浙江省・福建省・広東省など経済が発達した沿岸部の各省が30元、内蒙古自治区や西部の西藏自治区、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区では12.5元となっている。県の課税額については、省、自治区及び直轄市政府が、平均課税額を下回らない範囲で、本附表に基づき各地の状況を勘案して決定する(条例第5条第3項及び細則第6条)。また、経済特区、経済技術開発区及び経済発達地域でとくに1人当たり耕地面積が少ないところでは、当該地域の課税額の1.5倍を限度として引き上げることができ(条例第6条)、長期的又は一定の期間、占有使用してはならないとされる耕地(基本農田)を占有する場合には、当該地域で適用される税額の1.5倍を限度として引き上げることができる(条例第6条及び細則第7条)。

収税事務等

収税事務は地方政府の税務機関が行う(条例第12条第1項)。耕地占用の許可事務を所管する地方政府の土地管理機関は、単位又は個人の耕地占用のための手続き終了時に、当該政府の税務機関に手続き終了の通知を行う。単位又は個人は手続き終了の通知を受けて30日以内に納税しなければならず、土地管理部門は納税済証明書等に基づき占用許可証を発行する(同第2項)。

なお、許可を得ないで耕地を占用する事例もあると思われ、そのような場合について細則第31条第2項は、実際に耕地を占用した時点で耕地占用税の納税義務が発生すると規定している。

注(インターネット情報はすべて2008年4月17日現在である。)

(1)国土資源部「2007年中国国土資源公報」

<http://www.mlr.gov.cn/qt/gd1/200804/t20080416_101261.htm>

(2)「中華人民共和国耕地占用税暫行条例」と「中華人民共和国耕地占用税暫行条例実施細則」の原文は、以下を参照。

<http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/06/content_826778.htm>

<http://www.gov.cn/flfg/2008-03/14/content_919850.htm>

(富窪 高志・海外立法情報調査室)